専修経営研究年報の編集、発行等に関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、専修大学経営研究 所規程第3条第2号の規定に基づいて 刊行する専修経営研究年報(以下「年報」という。)の編集、発行等に関し 必要な事項を定めるものとする。

(投稿資格者)

- 第2条 年報に投稿することができる者 (次項において「投稿資格者」とい う。) は、次のとおりとする。
 - (1) 所員
 - (2) 研究参与
 - (3) 学外研究員
 - (4) 運営委員会が特別に認めた者
- 2 共同論文の場合の共著者について は、投稿資格者かどうかを問わない。 (論文の体裁等)
- 第3条 論文の体裁,提出方法,提出 物,校正手続等については,運営委員 会が別に投稿要領で定める。

(投稿の締切り)

- 第4条 年報の投稿の締切りに関し必要 な事項は, 運営委員会が別に定める。 (投稿論文の受理)
- 第5条 投稿論文の受理は、定められた 締切日までに事務局に到達したものに ついて運営委員会が行う。
- 2 運営委員会は、投稿論文の受理に当たっては、その投稿論文が第3条の規定による投稿要領の定めに適合するかどうかを審査し、これに適合しないものにあっては、期日を指定の上、その者にこれを修正させ、又は不備を補正させてから受理するものとする。

(掲載拒否)

第6条 運営委員会は、投稿論文の内容 が経営研究所の目的にそぐわないと判 断した場合には、年報への掲載を拒否 することができる。

(投稿論文の通し番号)

- 第7条 前条の規定により受理した投稿 論文には、その順番に通し番号を付け る。
- 2 前項の通し番号は、2006年度までに 刊行された年報の通し番号を踏襲す る。

(年報の保存)

- 第8条 印刷された年報は、その1部を 電子ファイルとともに、経営研究所に 保存する。
- 2 前項の規定による保存期間は、永年とする。
- 3 保存責任者は、所長とする。 (著作権の帰属)
- 第9条 論文の著作権は,経営研究所に 帰属する。ただし,その論文の著作者 は,経営研究所の許諾を得て,許諾さ れた利用方法及び条件の範囲内におい て,その著作権を利用することができ る。

(著作権違反の責任)

- 第10条 掲載した論文が著作権法の規定 に違反するものである場合は、その著 者が一切の責任を負わなければなら ず、研究所は、その責めを負わない。 (規約の改廃)
- 第11条 この規約の改廃は、所長が発議 し、所員総会において出席した所員の

124 専修経営研究年報 過半数をもって決する。 附 則

この規約は,2008年1月29日から施行する。